

令和元年度 第2回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和2年 1月30日(木) 13:50~15:50 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成31年4月1日 ~ 令和元年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)令和元年度上半期の入札・契約結果について (3)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (4)抽出事案について
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>(1)令和元年度上半期の入札・契約結果について</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	
<p>(2)定例報告</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	
<p>(3)抽出事案について</p> <p>【制限付一般競争入札】</p> <p>『市営住宅神野々団地屋外改修工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査の結果、経過はどのようになっているのか。 ・ 低入札価格調査対象が2件あり、それも非常に類似した金額であるが、落札者と第2位の差額の調査までは行われたのか。第2位の応募者の低入札価格調査は実施していないのか。 ・ 経過書に予備くじ、本くじと記載されているが、これは低入札価格調査の対象者が調査の結果、不適となった場合に審査する順位を決めているのか。 ・ この工事の内容は屋根の葺き替えや外壁塗装のやり直しか。また、樋などは対象外か。 ・ 過去にこれらの団地の修繕等は行っているのか。この修繕が初めての修繕か。 ・ この団地はすべて入居済みか。 ・ 10月に消費税率の引き上げがあったが、消費税に係る変更契約はどのように行っているのか。 ・ 変更契約は何も追加等がなければ、消費税にかかる変更だけとなるので、そのために10月1日付での変更契約は行っていない、ということか。 ・ 工事の進捗状況はどの程度か。 	<p>低入札価格調査については、入札担当課の総務課と、工事担当課の建築住宅課で実施しております。入札価格について業者から積算の内訳書の提出を受け、建築住宅課で内訳書の内容が適正であるかの調査を行っております。</p> <p>第1位、2位が類似した金額であるから両方とも調査する、ということには行っておりません。</p> <p>3位以降は低入札価格調査の対象外ですので、低入札価格調査は実施しません。資格審査の順位を決定するためにくじ引きを実施しています。</p> <p>この工事では屋根の葺き替え及び外壁塗装を実施しており、樋も一部対象となっています。</p> <p>平成2、3年に現在の建物に建て替え、およそ30年をめぐりに修繕を実施しているため、今回の修繕が初めてです。</p> <p>入居済みです。入居された状態で工事を行っています。</p> <p>施工中であり、まだ変更契約は行っておりませんが、内容変更等があれば、その変更で消費税の引き上げに係る変更も併せて行う予定です。また、完成時に契約額全額に引き上げ後の消費税がかかることとなります。</p> <p>はい。本来であれば工事の変更点が出てきた場合には、そのたびに変更契約を行うべきであり、10月1日付で消費税にかかる変更契約を行うべきです。しかし、変更が出てくるたびに何度も変更契約を行わなければならない、ということになりますので、工事打合せ簿で積み重ねておいて、ある程度の時期になったときにまとめて変更契約をしております。</p> <p>現状では90%完成しています。あと1棟残っています。</p>

意見・質問	回答
<p>【工事希望型競争入札】 『第5次拡張事業 紀の川右岸送水管(高野口工区)布設その2工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札経過書には「落札予定」となっているが、「落札」ではないのか。 ・ この経過書を作成時には落札予定者で、この翌日に落札者となったのか。 ・ 例えば、すでに別の工事に配置している技術者で申請するなど、落札者が虚偽の申請をした場合は把握できるのか。 ・ もし別の工事に配置済みの技術者で申請した場合などは失格となるのか。 ・ 失格となった場合には、落札予定者は次順位者となるのか。 ・ 都道府県や国土交通省発注の工事に重複して配置しているかは分かるのか。 ・ もし和歌山県発注の工事と重複して配置していることが分かれば失格となるのか。 ・ 配置技術者が他の工事と重複していると施工できないのではないのか。 ・ 本来であれば、互いに把握できるようにすべきである。偶然に他の自治体等発注の工事の配置技術者がわかる可能性はあるのか。 ・ 落札者が虚偽の申請をした場合、工事着手前であれば契約を解除する、その場合には入札参加資格停止を行うなど、どのような対応をするのか検討した方がよいのではないのか。 	<p>この案件については、資格審査が事後審査となっており、工事に配置する技術者について事後に審査しています。その審査の完了後に落札決定となります。</p> <p>はい。</p> <p>はい。橋本市発注の工事であれば、把握できます。</p> <p>はい、失格となります。</p> <p>はい、落札者が決定するまで審査を繰り返します。</p> <p>都道府県や国土交通省発注の工事についてまでは、調査することは困難です。逆に都道府県も橋本市の発注の工事の配置技術者はわからないと思われま。</p> <p>はい、失格となります。</p> <p>配置技術者が他の工事と重複していると、建設業法違反となります。</p> <p>はい。</p> <p>契約書では法律を違反することを前提としていませんので、今後対応を整理しておく必要があると思います。</p>

意見・質問	回答
<p>【工事希望型競争入札】 『西部小学校長寿命化改良(1期)工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税にかかる変更と、内容変更にかかる変更契約をしているが、変更の内容はどのようなものであったか。 ・ クラックの深さ、箇所数は事前にはわからないのか。 ・ 施工にあたっては、いったん塗装を剥がすのか。 ・ 変更については、現場の担当者と立会して決めるのか。 ・ この工事はすでに完成しているのか。 	<p>この工事には外壁の補修が含まれております。外壁の補修にあたり、クラックの穴埋めがあるのですが、設計の時点ではその数量が確定していませんでした。変更の内容としては、クラックの穴埋めが大半を占めています。</p> <p>塗装の内側にあるものまで把握するのは難しいです。</p> <p>まず清掃し、もう一度状況を調査します。調査の結果に合わせて、工法等を変える必要が生じる場合があります。この工事については、清掃後の調査で変更の必要が生じたため、契約額の変更を行っています。</p> <p>清掃後に調査をする、ということが設計に含まれております。受注者がまず調査を行い、その報告を工事監督員が受け、工事監督員が実際に施工する内容を指示します。調査費用も工事費内訳書に含まれています。</p> <p>12月に完成済みです。</p>
<p>【指名競争入札】 『(仮称)杉村やすらぎ広場整備(その6)工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札経過書について、辞退はわかるが、無効となっているのはどのような理由か。 ・ 指名競争入札を無断欠席した場合はどうなるのか。 ・ 指名通知は郵送か。その場合、配達証明などはしているのか。 ・ 設置している照明灯について、形状の違う2種類を使用しているが、何か理由があって2種類の照明灯を使用しているのか。 ・ 2つの照明灯は電灯部分が違うだけで他の部分は同じなのでしょうか。 	<p>無効となったのは2者ありました。1者は工事内訳書の未提出のため、無効としました。もう1者については、工事内訳書の記載内容に不備があったため、無効としました。</p> <p>その場合は、まず文書で警告します。無断欠席が続くようでしたら入札参加資格停止の対象となります。</p> <p>配達証明はとっておりませんが、指名通知書が到着したときには、電話・FAX・メール等で到着確認の連絡を市役所にするように、指名業者には伝えています。</p> <p>用途に応じて2種類の照明灯を設置しています。1つは上部に遮光傘という下方向にのみ光がいく器具を取り付けております。これは園路、つまりは足元を照らす用途で使用しています。2つ目は投射型といい、遠くを照らす照明灯です。駐車場を照らすといった用途に適しておりますので、駐車場に設置しています。</p> <p>上部についている頭部のみ違うということになります。</p>
<p>(3)その他</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	